

## 養老町第二回定例会会議録

平成二十六年第二回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。  
その次第は次のとおりである。

### ○議事日程 (平成二十六年六月十七日第一日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名  
 日程第二 会期の決定  
 日程第三 諸般の報告  
 日程第四 報告第一号 平成二十五年養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
 日程第五 報告第二号 平成二十五年養老町一般会計事故繰越し繰越計算書について  
 日程第六 議案第四十三号 養老町税条例等の一部を改正する条例について  
 日程第七 議案第四十四号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について  
 日程第八 同意第三号 人権擁護委員候補者の推薦について  
 日程第九 同意第四号 人権擁護委員候補者の推薦について  
 日程第十 認定第一号 平成二十五年養老町上水道事業会計決算の認定について  
 日程第十一 議案第四十五号 平成二十六年養老町一般会計補正予算(第一号)

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

### ○出席議員

議長	松永民夫
一 番	岩永義仁
二 番	長澤龍夫
三 番	大橋三男
四 番	三田正敏
五 番	吉田太郎
六 番	早崎百合子
七 番	野村永一
八 番	田中敏弘
九 番	松永民夫
十 番	皆川雅子
十一 番	中村辰夫
十二 番	岩瀬進
十三 番	水谷久美子
○欠席議員	なし

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	西脇正博
兼 教育長	並河清次
兼 教育委員会事務局長	田中山孝通
兼 総務部長	田中知行
兼 総務部総務課長	

総務部	企画政策課長	田中隆
総務部	税務課長	渡邊章博
住民福祉部	部長	日比重喜
住民福祉部	部長	佐藤嘉但
住民福祉部	部長	野村博治
健康福祉課	課長	佐藤昌子
住民福祉部	部長	柏淵裕昭
産業建設部	部長	川地豊己
農業建設課	課長	山中秀樹
産業建設部	部長	伊藤博文
産業建設部	部長	高木久之
水道課	課長	加藤敏博
会計管理者兼	會計課長	松岡弘泰
教育委員会	教育総務課長	久保寺利明
教育委員会	生涯学習課長	伊藤公一
教育委員会	スポーツ振興課長	堀田明男
消防	課長	

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 西脇和信  
議会事務局書記 稲川諭実彦

(開会時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) おはようございます。

平成二十六年第二回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

ここで、開議に先立ち、本日、去る六月八日に御逝去されました桂宮宜仁親王様の一般の葬儀に当たる斂葬の儀が行われますので、哀悼の意を表するため黙祷をしますので、御賛同をお願いします。皆様の御起立をお願いします。

—— 黙 祷 ——

○議長(松永民夫君) ありがとうございます。

引き続き、町民憲章の朗唱を行います。御起立のままをお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

ありがとうございます。御着席ください。

さて、昨年の五月から一年間、養老町の発展と円滑な議会運営に多大なる御尽力をいただきました前議長の田中敏弘君に、この議場において感謝状を贈呈したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

なお、町広報委員及び報道機関に限り、今定例会の議場への入場及び写真撮影を許可します。

それでは、田中敏弘君、演台の前までお進みください。

— 感謝状贈呈 —

本日の会議は、全員出席であります。

それでは、ただいまから平成二十六年第二回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（松永民夫君） 日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、十三番 水谷久美子君、一番 岩永義仁君を指名します。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二、会期の決定を議題とします。

ここで、六月十日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 田中敏弘君。

○議会運営委員長（田中敏弘君） ただいま議長の命を受けまして、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る六月十日午前十時より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十六年第二回定例会の運営についてであります。

まず会期につきましては、六月十七日から六月三十日までの十四日間で、本会議の開会時間は午前九時三十分と決定しました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明及び委員会付託、六、町政一般に関する質問、七、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

一般質問は、議会二日目の六月二十七日に行うこととし、発言順序は一般質問通告書の受け付け順で行うことに決定しました。

次に、審議する議案は、繰越明許費及び事故繰越しについてが二件、条例の一部改正についてが二件、人事案件についてが二件、決算認定についてが一件、補正予算についてが一件、合計八件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、平成二十五年養老町一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第四十六条第二項の規定による報告であり、また日程第五、平成二十五年養老町一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第五十条第三項の規定による報告でありますので、議会初日に上程し、報告のみを受けることに決定しました。

次に、日程第六、養老町税条例等一部を改正する条例について及び日程第七、養老町火災予防条例等一部を改正する条例の制定についてと、日程第十一、平成二十六年養老町一般会計補正予算についての計三件は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明のみを受け、議会最終日に質疑、討論を経て採決することに決定しました。

次に、日程第八及び第九、人権擁護委員候補者の推薦についての二件は、人事案件につき、議会初日に一括上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論は省略して採決することに決定しました。

次に、日程第十、平成二十五年養老町上水道事業会計決算の認定については、議会初日に上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決すること

に決定しました。

なお、審査を付託する産業建設委員会は、六月十八日午前十時に開会するよう委員長へ要請することに決定しました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日、六月十七日から六月三十日までの十四日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、六月十七日から六月三十日までの十四日間と決定しました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十五年度及び平成二十六年年度のそれぞれ四月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

また、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、養老町土地開発公社の経理状況を説明する書類として事業報告書及び財務諸表が提出されましたので、理事以外の議員各位のお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は平成二十六年第二回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かと御多用なところ御出席を賜りまして、ありがとうございます。

梅雨に入りまして、ちよつと最近はややかな日が続いていたわけでございますけれども、また今夜あたりから少し雨が降り出すというようなことでございます。

六月八日に行われました水防訓練には、六百八十名を超える皆様方が参加をいただきまして、盛大に訓練を開催することができました。議員の皆様方も、作業着でもって参加をしていただいたということで、大変ありがとうございました。本年も出水期に入っておるわけでございますけれども、ことしも例年のように何事もないような一年になればと願うところでございます。

さて、もう一つ、今サッカーのワールドカップが開催をされているところでございます。世界のスタープレイヤーを見たいと思います、本当にすばらしいなあというふうな感慨を受けるわけでございますけれども、岐阜県も二〇二〇年の東京オリンピックに向かいます。二〇二〇プロジェクトということで、スポーツによるまちおこしというふうなことで、競技力の向上等、これから力を入れていくところでございます。

本町においても、健康に重点を置いたということにはなっておりますが、基本計画の中で、町民一人一スポーツという目標を掲げておるところでございます。六〇%以上の方が週に一回はスポーツに親しめるような、そういった町にしようということでございます。議員各位におかれましても、こういった方面への御尽力もいただければと考えておるところでございます。よろしくお願

いを申し上げます。

本日は八議案の付議事案を提出させていただきました。どうかよろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第四、報告第一号 平成二十五年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程をいただきました報告第一号 平成二十五年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

報告第一号 平成二十五年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

平成二十五年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十六条第二項の規定により、別紙のとおり報告する。平成二十六年六月十七日提出。

平成二十六年三月の第一回定例会において議決を得ました繰越明許費について、民生費、社会福祉費の障害者自立支援給付事業におきまして、プログラム改修委託料分四百三十七万一千円、臨時福祉給付金給付事業におきまして、システム構築委託料及び機器賃借料分五百八十五万六千円。

次に民生費、児童福祉費の子ども・子育て支援事業におきまして、システム構築委託料分六百九十七万六千円、子育て世帯臨時

特例給付金給付事業におきまして、システム構築委託料及び機器賃借料分三百九十万四千円。

続きまして土木費、道路橋梁費のスマートインターチェンジ建設事業におきまして、詳細設計、測量業務委託料分三千八万円。さらに教育費、中学校費の中学校校舎等施設整備事業におきまして、高田中学校管理棟耐震補強工事と東部中学校大規模改造工事の工事監理委託料及び工事請負費分二億八千九百四十万円を平成二十六年へ繰り越しし、各事業の財源内訳は別紙繰越明許費繰越計算書のとおりとなりました。

以上で、報告第一号 平成二十五年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定による議会への報告でありました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第五、報告第二号 平成二十五年度養老町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第二号 平成二十五年度養老町一般会計事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

報告第二号 平成二十五年度養老町一般会計事故繰越し繰越計算書について。

平成二十五年度養老町一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百十条第三

項の規定により、別紙のとおり報告する。平成二十六年六月十七日提出。

平成二十五年年度予算に計上しておりました養老消防署指令棟建設工事につきまして、地下水の大量湧き出しという不測の事態が発生し、それにより当初の契約工期である平成二十六年三月二十七日までに工事を完了させることが困難となり、二月の第一回養老町議会臨時会におきまして、工期を当初の本契約の締結の日から平成二十六年三月二十七日までを本契約の締結の日から平成二十六年五月十六日までとする契約変更の議決をいただいております。

平成二十六年年度への繰り越しの額としましては、支出負担行為額一億二百六十三万七千五百円から出来高払いとして支払った六千三百八十七万七千円を控除した工事監理委託料及び工事請負費分三千八百八十三万五百円となり、財源内訳は、地方債二千六百萬円、一般財源千二百五十三万五百円でございます。

以上で、報告第二号 平成二十五年年度養老町一般会計事故繰越し繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は地方自治法施行令第百五十条第三項の規定による議会への報告でありました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第六、議案第四十三号及び日程

第七、議案第四十四号の二議案は、逐条上程後、提案理由の説明のみを受けます。

それでは、日程第六、議案第四十三号 養老町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十三号

養老町税条例等の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案第四十三号 養老町税条例等の一部を改正する条例について。

養老町税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年六月十七日提出。

改正の趣旨でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成二十六年三月三十一日に公布され、養老町税条例等の一部を改正するものであり、改正の主な内容につきましては、次のとおりでございます。

まず、養老町税条例の一部を改正する条例の第一条関係についてでございます。

まず町民税につきまして、第十六条ほか全十条が改正となります。

まず第十六条では、町民税の納税義務者等として、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

続いて第二十六条では、所得割の課税標準として、地方税法第二十三条の改正に伴い、引用する条項の整備を行うものでございます。

続いて第二十六条の五では、法人税割の税率として、地域間の財源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税法人税割の一部を国税化し、標準税率が引き下げられたことに伴い、法人税割の税率を九・七％とするものでございます。

続いて三十二条の六では、法人の町民税の申告納付として、法

人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴い、規定の整備を行うものでございます。

続いて三十四条では、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金として、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴い、規定の整備を行うものであります。

続いて附則第二条の三の二では、公益法人等に係る町民税の課税の特例として、租税特別措置法第四十条の改正に伴い、引用する条項を整備するものでございます。

続いて附則第四条の四では、寄附金税額控除における特例控除額の特例として、地方税法改正による町税条例の規定の繰り上げにより、引用する条項を整備するものでございます。

続いて附則第十六条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例及び附則第十六条の二、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例については、規定を明確化することによる条例の整備でございます。

続いて附則第十六条の三では、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例として、租税特別措置法第三十七条の十四の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

次に固定資産税につきましては、四二条の四、四二条の七が改正となります。

四二条の四、固定資産税の非課税の規定を受けようとする者がすべき申告及び第四二条の七、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告については、子ども・子育て支援法の施行に際し、社会福祉法人等が供する固定資産について非課税とすることにより、地方税法三百四十八条における引用する条項の整備をするものでございます。

次に軽自動車税につきましては、第六十六条、附則第十三条が

改正となります。

まず第六十六条では、軽自動車の税率として、平成二十七年分分から軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）及び小型特殊自動車の標準税率を、自家用自動車は一・五倍、その他については約一・二五倍に引き上げるものでございます。

なお、軽四輪車等については、平成二十七年四月一日以降に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用するものでございます。また、原動機付自転車及び二輪車については、平成二十七年分分から標準税率を約一・五倍（最低二千元）に引き上げるものでございます。

続いて附則第十三条では、軽自動車税の税率の特例として、グリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けてから十四年を経過した軽四輪車等について、平成二十八年度分から標準税率のおおむね二〇％の重課を行うものでございます。

また、附則第二十条、附則第二十条の二及び附則第二十一条につきましましては、東日本大震災に係る特例について地方税法附則等にも規定されていることから削除するもので、これに伴い、附則第二十二条を附則第二十条に繰り上げ、条文を整備するものでございます。

次に、養老町税条例の一部を改正する条例の一部改正（第二条関係）につきましては、規定を明確化することによる条例の整備でございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございますが、ただし、第一条中、第二十六条の五の改正規定については、平成二十六年十月一日、附則第二条の三の二、第十六条の三第二項の改正規定、第二十条から第二十一条までを削り、附則第二十二条を附則第二十条とする改正規定については平成二十七年一月

一日、第六十六条の改正規定については平成二十七年四月一日、第十六条、第三十二条の六、第三十四条第一項、附則第十三条の改正規定については、平成二十八年四月一日、第二十六条第五項、附則第四条の四、第十六条第一項、十六條の二第二項の改正規定については平成二十九年一月一日、第四十二条の四、第四十二条の七の改正規定については子ども・子育て支援法の施行の日からとするものでございます。

以上で、議案第四十三号 養老町税条例等の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第七、議案第四十四号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十四号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案第四十四号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について。

養老町火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年六月十七日提出。

改正の趣旨でございます。

消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百六十八号）が公布されたことに伴い、養老町火災予防条例の一部を改正するものであり、改正の主な内容につきましては、次のと

おりでございます。

今回の改正は、平成二十五年八月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、対象火気器具等の取り扱いに関する規定の整備、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務づけるものでございます。

また、祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他多数の者の集合する催し——以下「祭礼等」と申し上げます——に際して露店等を開設する場合は、消防機関に届け出なければならないとしたことでございます。

まず第十八条から第二十二条関係でございますが、火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取り扱いの基準に関する事項を定めたものでございます。対象火気器具等を祭礼等に際して使用する場合には、消火器の準備をした上で使用するものとしたことでございます。

次に、四十二条の二関係でございます。屋外催しに係る防火管理に関する事項を定めたもので、指定催しの指定を定めたものでございます。消防長は、祭礼等のうち大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催しとして指定しなければならぬものでございます。また、指定した際に通知すること等、手続に関することを定めたものでございます。

四十二条の三関係でございますが、屋外における催しの防火管理について定めたものでございます。

四十二条の二第一項で、指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとも

に、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせなければならない。また、原則として、当該催しを開催する日の十四日前までに当該計画を消防機関に提出しなければならないものとしたこととでございます。

次に、第四十五条第六号関係でございますが、火災と紛らわしい煙を発生させるおそれのある行為等の届け出に関する事項を定めさせていただきます。祭礼等において露店等を開設する場合は、消防機関に届け出なければならないものとしたこととでございます。

罰則に関する事項は、四十九条、五十条関係でございます。改正後の養老町火災予防条例第四十二条の三の規定による火災予防上必要な業務に関する計画書を提出しなかった者に対して、罰則を科すこととございます。なお、両罰規定に留意するものとしたこととございます。

その他としまして、この条例の施行の日から起算して十四日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の養老町火災予防条例第四十二条の二及び第四十二条の三の規定は適用しないものとしたこととございます。

施行日につきましては、平成二十七年四月一日から施行するものとございます。

以上で、議案第四十四号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第八、同意第三号及び日程第九、同意第四号の二つの同意案件については、一括議題として上程します。

なお、この議案は人事案件につき、提案理由の説明後、総括質疑を行い、討論を省略して、議案ごとに逐次採決します。

では、町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第三号、第四号 人権擁護委員候補者の推薦について、説明をさせていただきます。

まず、同意第三号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第六条第三項の規定により、意見を求めるものとする。平成二十六年六月十七日提出。

記、住所、岐阜県養老郡養老町養老百六十四番地、野村亮温。昭和三十年五月八日生まれ、五十九歳。任期は、予定として平成二十六年十月一日より平成二十九年九月三十日。

人権擁護委員として活躍されておられます野村亮温氏につきましては、平成二十六年九月三十日をもって任期が終了するため、引き続き同氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものとしてございます。

続きまして、同意第四号 人権擁護委員候補者の推薦について。次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第六条第三項の規定により、意見を求めるものとする。平成二十六年六月十七日提出。

記、住所、岐阜県養老郡養老町鷺巣九八九番地一、田中敬一。昭和二十六年一月六日生まれ、六十三歳。任期は、予定として平成二十六年十月一日から平成二十九年九月三十日まででございます。

人権擁護委員として活躍されておられます田中敬一氏につきましては、平成二十六年九月三十日をもって任期が終了するため、引き続き同氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上で、同意第三号、四号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

これより総括質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

では、日程第八、同意第三号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第九、同意第四号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十、認定第一号は、上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第十、認定第一号 平成二十五年養老町上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました認定第一号 平成二十五年養老町上水道事業会計決算の認定について、説明をさせていただきます。

認定第一号 平成二十五年養老町上水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第四項の規定により、平成二十五年養老町上水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成二十六年六月十七日提出。

まず、平成二十五年の上水道事業給水状況につきまして、御説明させていただきます。

最初に、決算書の十二ページで述べておりますとおり、給水戸数につきましては、前年度より三十七戸増の八千六百八十戸、給水人口につきましては、前年度より三百三人減の二万八千三百三十人となりました。また、十一ページにあります有収水量は、前年度より一・一九%増の二百四十四万七千四百五十五立方メートルとなりました。年間有収率につきましては、十七ページの業務量にありまして、前年度の六六・八一%から七〇・九%へと四・〇九%向上いたしました。

今回の認定につきましては、地方公営企業法第三十条第四項の規定によりまして、別紙の監査委員の意見をつけて決算の認定を

お願いするものでございます。

それでは、一ページの決算報告書について御説明をさせていただきます。

いずれも消費税込みの額であり、最初に収益的収入及び支出、いわゆる三条会計でございますが、第一款水道事業収益の決算総額は四億二千二十五万一千百七十八円となり、第一款水道事業費用の決算総額は三億七千七百三十九万九千二百二十円となりました。次に、二ページの資本的収入及び支出の四条会計についてでございます。

第一款資本的収入の決算総額は四千七百五万三千六百四十四円となり、第一款資本的支出の決算総額は二億八千五百四十七万七千七百六十四円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額二億三千八百四十二万四千二百二十円につきましては、減積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしました。

続きまして、それぞれの費用の明細について御説明をさせていただきます。

二十ページの三条会計であります上水道事業収益費用の状況につきまして、収入総額、消費税抜き金額は、給水収益及び受託給水工事収益の増加により四億三十八万六千五百二十七円となりました。支出総額は経費の節減に努めました。動力費や減価償却費などの増加により三億六千八百七十七万八千四百一十円となりました。この結果、三ページの平成二十五年養老町上水道事業損益計算書の下段に記載してあります当年度未処分利益剰余金は五千六百七十三万八千三百二十二円となりました。

次に、二十二ページの四条会計でございます資本的収支の状況

につきまして、御説明をさせていただきます。

資本的収入総額は、起債の借入れがなかったこともあり四千六百六十七万二千五百二十円となりました。資本的支出総額については二億七千二百七十万八千二百六十六円（消費税抜き金額）となりました。その内容について御説明させていただきます。建設改良費におきましては、大巻地内などにおいて、配水管を八百六十一・五メートル新設いたしました。さらに、水道施設の老朽化対策として、西小倉地内や大場平東地内などにおいて、配水管布設がえ工事を三千九百九十三・〇メートル行いました。また、第二、第四ポンプ場連携配水設備工事を行い、使用電力量の削減を図ったほか、第二ポンプ場末端圧力検出設備工事を行い、監視機能の向上を図りました。

以上で、平成二十五年養老町上水道事業会計決算の認定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにしたかと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定しました。

なお、議案審査の付託先である産業建設委員会は、あす六月十八日水曜日午前十時より開催されるよう要請します。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十一、議案第四十五号は、上

程後、提案理由の説明のみ受けます。

それでは、日程第十一、議案第四十五号 平成二十六年養老町一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十五号

平成二十六年養老町一般会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第四十五号 平成二十六年養老町一般会計補正予算（第一号）。

平成二十六年養老町一般会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五百九十一万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百五億四千五百九十一万七千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第一項の規定により、翌年度に繰り越して使用

することができ経費は、「第二表 繰越明許費」による。平成二十六年六月十七日提出。

今回の補正につきましては、養老改元千三百年事業、福祉事業、藤井文庫事業について御寄附をいただいた五百万円、社会教育事業について御寄附をいただいた十八万円及び家電リサイクルセンター張りかえ工事に伴うものが主なものでございます。歳入歳出の総額にそれぞれ五百九十一万七千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ百五億四千五百九十一万七千円とするものでございます。

なお、寄附金五百十八万円のうち養老改元千三百年事業に係る寄附金二百万円については、当初予算で計上している中で予算処理を行いましたので、今回の補正予算には計上しておりません。

最初に、八ページの歳出について御説明申し上げます。

総務費の総務管理費、市長寿社会福祉基金費では、福祉事業寄附金を基金に積み立てるため、百万円を増額いたしました。

次に、衛生費の清掃費、目塵芥処理費では、職員の欠員に伴い、臨時職員による対応を行うための経費として百二十九万七千円を計上いたしました。

次に、教育費では、藤井文庫事業寄附金二百万円を活用して、各小学校、幼稚園、図書館において図書の購入を行うため、小学校費では百五万円、中学校費で三十万円、幼稚園費で十五万円、図書館費で五十万円をそれぞれ増額いたしました。

なお、現在、藤井文庫の蔵書数としては、小学校七校で千六百八十八冊、中学校二校で四百二十二冊、幼稚園六園で三百五十二冊、図書館で八千八百九十九冊でございます。

また、公民館費では、社会教育費寄附金十八万円を学級講座開設費に充当するため財源更正を行いました。

次に、十ページの予備費の予備費、目予備費では、強風により破損した家電リサイクルレントについて、緊急的にレントの張りかえを行う必要があり、予備費の充用により対応したため、今回百六十二万円を増額するものでございます。

次に、七ページの歳入について御説明申し上げます。

寄附金の項寄附金につきましては、御寄附をいただいた五百八十八万のうち養老改元千三百年事業についての寄附金二百万円を除いた三百十八万円について、それぞれ別に計上いたしました。金額につきましては、社会福祉費寄附金百万円、小学校費寄附金百五十万円、中学校費寄附金三十万円、幼稚園費寄附金十五万円、社会教育費寄附金六十八万円でございます。

また、繰越金で財源が不足する額二百七十三万七千円を充てるものでございます。

次に、四ページの「第二表 繰越明許費」では、分別回収事業のうち、分別回収用四トンダンプロックの購入について、町が発注する車体装備の架装が受注作成で、現在架装会社への注文が急増し、年度内納入が困難であるため、翌年度に繰り越すため繰越明許費の設定を行うものでございます。金額につきましては六百九十四万四千円でございます。

以上で、議案第四十五号 平成二十六年度養老町一般会計補正予算（第一号）についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす六月十八日から六月二十六日までの九日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、あす六月十八日から六月二十六日までの九日間は休会とすることに決定しました。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会といたします。

なお、議会二日目は、六月二十七日金曜日午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦勞さまでございました。

（散会時間 午前十時二十七分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十六年六月十七日

議長 松 永 民 夫

議員 水 谷 久 美 子

議員 岩 永 義 仁